

近世前期庄内藩「御家中」の田地保有と手作

本間 勝喜

はじめに

豊臣秀吉の命じた大閤検地・刀狩令・人掃令等によって、いわゆる兵農分離制が成立し、近世社会の基本的原理の一つとなったといわれる。例えば、『国史大辞典』でも、「兵農の階級区分は国家的規模で身分差別として固定され、武士は商人・職人とともに都市に居住し、生産には携わらず統治に専念し、農民は村に住み、武器を持たず耕作と貢納の義務を負うという、兵農分離の社会体制が確立した⁽¹⁾」と記すように、社会の体制として兵農分離により武士は都市に居住し、政治のみを担当し、基本的に生産活動には従事しなかったという見解が定説となっているといえる。

もちろん、下級家臣などは小禄のため生活が苦しかったことから、家計補助として農耕を行うことは諸藩で広くみられたところである。奥羽諸藩では弘前藩、米沢藩、相馬藩⁽²⁾などがよく知られている。

庄内藩（酒井家）家臣の農耕については、下級家臣の場合は当然行っていたものと推定はされるものの⁽³⁾、具体的に検討したものはいくつかあり、実際的には全く明らかになっていないといえる。

ところが、庄内藩の場合、少なくとも近世前期には、下級家臣ばかりではなく、知行取である御家中の土も田地を所

持して農耕を行っていたとみられる。そこで小稿では御家中の土を中心に庄内藩家臣の土地保有とその耕作について検討するものである。

一、「御家中作」について

庄内藩では、草創期には地方知行も行われていたが、合せても高三三〇石余と極く一部でのことにすぎず、すでに初期から基本的に蔵米知行制であったといわれる。この地方知行高三三〇石余というのは、例えば承応元年（一六五二）八月に庄内藩領の町村数・家数などを改めた時の記録に、

高合拾七万八千四百七拾五石七斗四升三合

内三百式拾九石壹斗式升式合

御家中江被下、面々手作仕納候新田之分

とあることなどを承けたものではないかと思われる。その推測が正しいとして、数値に示されているのは御家中の土が手作地として耕作している分の高のことであり、地方知行とは別の内容である。まして、必ずしも地方知行地全体を指すものではないとみられる。これによって、十七世紀前半における地方知行の実施程度を云々するのは適当ではないといえる。筆者は庄内藩でも初代藩主酒井忠勝の代には、かなり広汎に地方知行が行われていたと考えるのであるが、本稿は地方知行を取扱うものでないので、別の機会に譲ることにして、ここではこれ以上はふれないことにする。

さて、先に掲げた高三三九石一斗余を御家中の土の手作地としていたように、少なくとも江戸時代前期の庄内藩では、知行取である御家中の土までもが田地の耕作を行っていたことが注目される。ある時期に藩の公認のもとに御家中の土が手作りを行っていたことを示すものとして、鶴岡・酒田両城下の近郊の村々の村高の一部に後々まで「御家中作」ら

の名称が残されていることから知られる。過去にあつたすべての「御家中作」を網羅するものではないが、一応領内全体に残る「御家中作」らを知るために、近世後期の天保十二年（一八四二）六月の「郷村高帳^⑥」を利用して（表1を参照）。例えば、新形村（鶴岡市新形町）の場合、本村分の高とは別に

一高式拾八石四斗五升九合九勺

同所家中作

一高四石四斗九升九合

同所乙坂作

というように、高二十八石四斗余の「家中作」と高四石四斗余の「乙坂作」という高があつたことが知られる。もともと家中作は御家中の土が田地を手作していた地所を示していたわけであるが、その中で「乙坂作」、「大津作」、「原新左衛門作」のように固有名詞が付されている分は、おそらく合わせると一家でかなり手広く手作している場合とみられる。それに対し、単に「家中作」とあるのは、数人かそれ以上の御家中が小規模に耕作している分をまとめて称していたものと推定される。つまり固有名詞の付いたものも広義の「家中作」とみてよいわけである。なお、「給人作」は下級家臣の手作地、また酒田郊外の大町村に設定されていた「馬上衆作」、「同心衆作」、「中間作」は酒田にあつた支城亀ヶ崎城や酒田町奉行所に勤務していた御家中、同心、中間らの手作地であつたとみられる。

表1から明らかであるが、少なくとも近世前期には城下鶴ヶ岡の近郊一〇力村と酒田郊外の大町村に「御家中作」、「給人作」ら家臣の手作地が設定されていたことが知られる。特に「御家中作」が多かつたのは鶴岡の西北郊に位置する京田通の村々であつた。なお、次に出てくる猪子村のように表1に載っていない分もあるので、近世前期には「御家中作」はもつと多かつたはずである。

表2は、表1に出ていた京田通の五力村に設定されていた「御家中作」の高の推移を示したものである。下大宝寺村（鶴岡市大宝寺町）での「原新左衛門作」が寛永十九年（一六四二）の高入れであること^⑧を例外にして、「乙坂作」を含めて他の「御家中作」はいずれも寛永十六年までに高入れされていたのであり、京田通では基本的に「御家中作」

が庄内藩初期に設定されたものであることが知られる。そして、慶安元年（一六四八）、寛文四年（一六六四）と時代が下るとともに、高が減じていったことも知られる。十七世紀中頃には手作地を狭めたり手作を中止したりする御家中が結構いたことと推測される。

「御家中作」は、おそらく家中の士が自分の手で田地を開発したもので、それを知行地として支配したばかりでなく、自ら手作したものと考えられる。

その点は、例えば、猪子村（三川町）の「御家中作」は寛永十六年（一六三九）の土目録では、荒地の分を除き、内式拾五石壹斗三升五合三勺 安部三郎兵衛御手前江納
同八拾壹石四斗三升式合四勺 石原源^(源)五左衛門^(御)手前江納
とあり、安部・石原両人は手作するとともに、收穫物のうち年貢米の分は自分の方に取納めていたことを意味している。地方知行地であったことが知られる。しかも、右のうち安部三郎兵衛の分について、

高三拾九石四斗三升七合三勺 戊 安部三郎兵衛上り知高入

とあり、「上り知高」になったとすることで、改めて安部三郎兵衛が地方知行していたことが確認される。初代藩主酒井忠勝の晩年に起った御家騒動（「酒井長門守一件」）に関して、脱藩したとして正保三戌年（一六四六）九月に大津（滋

表1 「御家中作」等の存在する村(天保12年)

村名	名称	高
下大宝寺	御家中作	111.6741
〃	乙坂作	2.9660
〃	原新左衛門作	3.2010
新形	御家中作	28.4599
〃	乙坂作	4.4990
西京田	乙坂作	31.5000
高田麦	乙坂作	5.5700
林崎	乙坂作	109.6554
阿部興屋	大津作	9.6983
八日町	御家中作	1.0707
〃	給人作	2.2253
柳田	給人作	10.7989
新町	給人作	2.9934
嶋	御家中作	4.2851
大町	馬上衆作	37.8756
〃	同心衆作	39.2940
〃	中間作	1.7333
計		407.5000

注(1) 天保12年6月「郷村高帳」(8冊、致道博物館酒井家文書)による。

(2) 「大組頭興」を除く。

賀県)で上意討ちとなった阿部三郎兵衛(知行一五〇石¹⁰⁾)が知行の一部を猪子村で地方知行し、かつ手作していたが、その分が上知になったものであった。因に、猪子村にあった石原家の地方知行地は幕末まで存続した。¹¹⁾

「御家中作」は本来、家中の土が藩の許可を受けて新田を開発し、そのまま地方知行として手作を行っていたものであったと推測されるが、正保四年十月に藩主酒井忠勝が死去し、二代酒井忠家が家督相続するが、その頃までにおそらく庄内藩では基本的に地方知行を中止し、蔵米知行制に移行したと推定されるが、そのことは慶安二年(一六四九)丑三月の京田通の「子之御成ヶ納方土目録」¹²⁾で、例えば、「御家中作」の場合でも、

高四拾貳石壹斗七升四合

新形村 御家中作

取米拾貳石六斗五升貳合貳勺

子ノ免三ツ

口米五斗六合壹勺

外吉分肝煎給

本口合拾三石壹斗五升八合三勺

御蔵納

というように、すべて年貢は「御蔵納」になっていたのである。

藩の代官らの支配のもとに年貢はすべて藩の米蔵に納入されたことを示す。新形村の場合だけでなく、すべての「御家中作」が「御

表2 「御家中作」の高的推移(京田組)

村名	名称	寛永16	慶安1	寛文4	天保12
下大宝寺	御家中作	282 ^石 0678	192 ^石 4389	138 ^石 1603	111 ^石 6741
	乙坂作	4,2280	3,8207	2,3040	2,9660
	原新左衛門作	—	1,9770	1,9770	3,2010
新形	御家中作	63,4010	42,1740	30,3029	28,4099
	乙坂作	4,4900	4,4990	4,4990	4,4990
西京田	乙坂作	31,4990	31,4990	31,4990	31,5000
高田麦	乙坂作	5,5700	5,5700	5,5700	5,5700
猪子	御家中作	135,3447	?	?	記なし
	内 (安部三郎兵衛 石原弥五左衛門 荒地)	25,1353	(正保3年上知)	—	—
		81,4324	?	79,9644	(79,9644)
		28,7780	?	?	?

(注) 寛永16年・寛文4年は「羽州庄内故事録」巻七付録、慶安元年は慶安2年3月「子之御成ヶ納方土目録」(羽根田家文書)、天保12年は同年6月「郷村高帳」(致道博物館酒井家文書)による。

蔵納[〔]になつており、この時点で原則として「御家中作」は地方知行ではなくなつていて、一律に代官たちの支配下に置かれて、年貢が徴収されていたことを示すものである。もし、「御家中作」の地で御家中の土が手作していたとしても、すでに一般の農民と同様の立場で田地を名請し耕作して収穫物の一部を年貢として藩に納入するという形になつていたのであつた。

冒頭の部分で紹介した承応元年（一六五二）における三二九石余という数字は、その時点での「御家中作」の高を指したものであると思われる。地方知行制が廃された直後で、この頃「御家中作」も減少する傾向があつたとみられる。なお、御家中の土の手作はこのような「御家中作」の土地だけに限られるものでなかつたことは後述したい。

「御家中作」は時代とともに漸減しつつも、その名称が幕末までも存続したことは表1で示した天保十二年六月の「郷村高帳」の記載からも明らかである。とはいつても、「御家中作」の田地をその後もそのまま御家中の土が手作したとはいえない。例えば、阿部興屋村（鶴岡市福田）にあつた「大津作」の土地は阿部興屋新田とも称されていたように、御家中の大津藤右衛門家が開発した新田で、当初の間は同家の手作となつていたとみられるが、寛文九年（一六六九）四月の時点では、「大津作」は下田のみ十四筆で、反別八反八畝歩余・高九石六斗余から成つていたが、同村の百姓とみられる彦助と文右衛門が七筆ずつで全筆を名請して[〔]いて、「大津作」の土地は少なくとも大津家の手作地ではなかつたことが知られる。

二、乙坂家と「乙坂作」について

「御家中作」のうち、「乙坂作」について十七世紀中頃の様子を示す史料が残されているので、ここで検討してみたい。

「乙坂作」の地はもとも御家中の乙坂家が開発したものであった。『新編庄内人名辞典』によれば、先祖の乙坂左近は尾浦城主（鶴岡市大山）武藤義氏配下の地侍であったが、その子乙坂讃岐は最上義光に仕えて知行三七五石を与えられ、田川郡西京田村（鶴岡市）のうちに讃岐興屋を開発した。元和八年（一六二二）最上家の改易により酒井家が入部すると、知行三七〇石で仕えたが、正保二年（一六四五）に死去した。寛永四年（一六二七）七月に鶴ヶ岡城の城付米代金八百両を江戸に運ぶ際に足軽隊六組から足軽二名ずつ十二名が派遣されたが、その中に乙坂讃岐組の者も選ばれていた¹⁵ので、その頃乙坂讃岐は物頭の役に在任していたわけである。

讃岐の子が乙坂六左衛門である。同じく『新編庄内人名辞典』では、六左衛門の生没年は不詳であるが、正保二年（一六四五）に讃岐の遺祿のうち三百石を与えられて酒田町奉行になったという¹⁶。しかし、寛永十五年（一六三八）頃のものと思われる「達三公御代諸士分限帳」には、「御使番衆」の中に、乙坂六左衛門（高三百石）の名前がある¹⁷。寛永二十年五月に、会津藩加藤明成が改易されたことにより、在府中の酒井忠勝が城地受取及び在番を命じられたため、庄内からも騎馬二百騎が会津に向いたが、その中にも乙坂六左衛門の名前があるので¹⁸、寛永十年代前半にすでに六左衛門が家督に就いていたとみられる。そのうえで正保二年（一六四五）に酒田町奉行に就任し十八力年も在職したが、寛文三年（一六六三）十二月に辞任すると同時に隠居したという¹⁹。六左衛門は隠居すると直ぐに、三男惣右衛門を伴い西京田村の讃岐興屋に住居した²⁰。同所には讃岐の代から屋敷（代屋）が置かれて農業を行ってきたものとみられる。六左衛門の後には子の六郎右衛門が継いだのであり（高三百石）、寛文九年八月当時六郎右衛門は江戸詰番衆であったが²¹、翌十年正月には実子甚太郎が相続した（高三百石）。延宝六年（一六七八）九月の時点で鶴岡の大督寺前に乙坂甚太郎の屋敷があった²³。しかし、同年中に甚太郎は継嗣がないまま死去したので、乙坂家は断絶となった²⁴。

さて、十七世紀中頃に「乙坂作」は西京田村をはじめ五力村に存在したのであり、慶安元年（一六四八）で合せて高一五〇石余に及んでいた（表3を参照）。

慶安三年といえ、当主の乙坂六左衛門は酒田町奉行として酒田に駐在中のことになるが、同年二月十日付で「乙坂作」の高がもつとも多く存在した林崎村で、「乙坂作」の田地の一部を耕作していた農民の彦右衛門という者が乙坂六左衛門を訴える書付を庄内藩の郡奉行所に提出した。その訴状は五力条から成っていたが、「乙坂作」の田地に直接関わるのは次の三力条である。

乍恐書付を以申上候事

(第一条)

一、林崎村分、高百四石七斗四升八六左衛門取分、此出米百貳拾九俵一斗四升二合御公儀より之御免二出申候処、我等共方より八百八拾三俵一斗御取被成候、其外二いね(備)八百束ほとかり申所六左衛門殿御手作に被成候、毎年水損從御公儀我等共にも被下候処、少も六左衛門殿より不被下候間、去年中我等とも水損之儀被下度と六左衛門殿江申上候得共、御合点不被成候間、何とも迷惑申候事

(第二条)

一、此以前(讀)さぬきとの御座候時分、本帳二被下御年貢納申候

(第四条)

一、戌年迄八十二表二斗四升納申候、夫より後十三表三斗四升四合納申候彦右衛門が訴えているのは次のような内容である。第一条では、林崎村の「乙坂作」は高一〇四石七斗四升あり、その分として庄内藩の方に納入する年貢は

表3 「乙坂作」の高、年貢、免(慶安元年)

村名	高	年貢	免		
			乙坂作	家中作	本村
下大宝寺	3.8207	1.1462	3ツ	3ツ	4ツ5分
新形	4.4990	2.2045	4ツ8分	3ツ	4ツ8分
西京田	31.4990	12.4421	3ツ8分5厘		3ツ8分5厘
高田麦	5.5700	2.0609	3ツ6分		3ツ6分
林崎	104.6740	46.0566	4ツ3分		4ツ3分
計	150.0627	63.9103	平均4ツ2分4厘		

(注) 慶安2年3月「子之御成ケ納方土目録」(大山・羽根田家文書)による、なお、年貢には「肝煎壱分給」が含まれている。

一二九俵一斗四升二合であるが、それに対し乙坂六左衛門は稻八百束刈（約八反歩）を手作しているものの、残りは彦右衛門らに小作に出し、小作料として一八三俵一斗を六左衛門の方に納めさせていたとする。また藩の方からは毎年水損による不作引が行われているのに、乙坂家では小作をしている者に対して不作引をしてくれないので、去年には水損引を認めてほしいと六左衛門に願ったが許可されなかったとする。その通りとすれば小作人は一般農民に比べて極めて不利な状態に置かれていたわけである。なお、文中の「御公儀」とは、幕府ではなく庄内藩のことである。まず、確認したいのは、「乙坂作」の分につき藩に年貢を納入していることから、地方知行ではなかったものであり、乙坂家と百姓彦右衛門の關係は地頭と百姓ではなく、地主と小作人ということになる。なお、この段階の小作制度は名田小作であったのであり、主に田地持主が手作を行って、手に余る田地を小作させるものであった。そして、小作人より手作地の労働力も提供させたものと思われる。

第二条は、少々説明不足の文章であるが、正保二年（一六四五）までの讃岐（六左衛門の父親）の代には、小作人より小作料としての取立は藩に納入する年貢の分だけで、それ以外の余分な米は取立てなかったとしていたようである。文中にある「本帳」とは藩より下付される年貢割付の帳面のことと思われる。たぶん、讃岐の存命中はもつと広範に手作をしていて、小作に貸していたのは限られた田地だったものであろう。

第四条では、第二条で指摘したことをより具体的に記したものと見え、彦右衛門が乙坂家に納める小作料のことであるが、正保三成年（一六四六）までは米十二俵二斗四升であったのに、それ以後は十三俵三斗四升四合であったとする。一俵一斗余が増米したというのである。

右の彦右衛門の訴状に対し、二力月余り後の四月十四日付で乙坂六左衛門が郡奉行所に返答書を提出した。関係のある個条だけを示してみよう。

拙者譜代之彦右衛門指上申目安返答書之事⁽²⁶⁾

(第一条)

一、我等手作所林崎村分高百四石六斗四升、出米百式拾九表^(棟)一斗四升御蔵江納、過分之立上仕候由申上候、某手作所西京田村・高田麦村・新瀨村^(形)・下大宝寺村・林崎村とも五ヶ村之内、高百五拾石御座候、西京田村分・新瀨村分も小作二作らせ申所、林崎村分之高斗書上申事相違仕候、惣而小作二作らせ申候二、所二より地主之損得有御座事二而、下大宝寺村之畠など八作り申もの無御座時者、荒し不申様二と存、人二かし申候而も御年貢者某納申候、殊更拙者八小物成迄取不申候得者、酒田罷下申以後、林崎村之もの共望申二付而、少々立上仕為作申候、又水損引之事八拙者かとかや二人御座候、何も米壹表ツゝ引可申よし、拙者内正助と申者二申付候、三人者定申通年貢済申候間壹表ツゝ引申候、彦右衛門者年貢・かし物共二米十四、五俵かゝり申候間、其うち八明不申候よし正助申候事

(第二条)

一、讃岐代二者本帳二年貢納申由申上候、^(五俵)戌年我等代二取申候者讃岐取来候通に御座候事

(第四条)

一、戌年迄八米拾式表^(棟)二斗四升納申候を、夫より後八取上仕よし申上候、讃岐^(五俵)酉年相果申候、戌年まで八讃岐取来申通本表にて取申候、其後八算用も六ヶ敷存、口米・かや・蕨の代、米迄も表^(棟)二なをし、す表にて取申候、其上林崎村分八御入国以来二ツ五分之取二被成被下候処迄、定免四ツ五分之村並二被仰付候間、少々取上仕候而も申分有御座間敷候事

右の返答書の各箇条はいずれも彦右衛門の訴状に対応したものである。

まず、表題で彦右衛門のことを「拙者譜代」と記していることが注目される。彦右衛門は林崎村の小前百姓といふのではなく、乙坂家に「門屋」として以前から従属する農民であったということであろう。讃岐が「乙坂作」の土地を開発するにあたって、困窮農民を永代に買入れなどし、以来譜代として手作の際の労働力に使用してきたというものであ

る。庄内では通常「名子」と称している農民のことであろう。

次に第一条では、彦右衛門の主張によると、林崎村に「乙坂作」が高一〇四石六斗四升あり、大部分を小作させて小作米を取立てているが、その分の年貢として米一二九俵一斗四升を藩に納入したうえで、乙坂家では多額の差米を「立上米」として取納められているとする。それに対する六左衛門の反論では、「乙坂作」は林崎村だけでなく、五力村で合せて高一五〇石もあり、他の村の分も小作させているのに、彦右衛門が林崎村のことばかり記しているのは正確でない。小作させているといっても、相応の小作米が一樣に得られるものでなく、例えば下大宝寺村（鶴岡市大宝寺町）の畑などは小作したいとする望みの者がいないが、だからといって耕作しないで荒地にしておくこともできないので、畑を貸しても、小作米を取立てずにその年貢米は乙坂家を出して納入している。六左衛門が正保二年（一六四五）に酒田町奉行に就任して不在となったことから、林崎村の者たちの要望があり、田地を小作に出して少々小作米を取立てるようになった。乙坂家に対し藩より水損引の分が与えられたのに、小作人に対して水損引を行わないということについては、乙坂家が所持する門屋の者四名があり、彼らに対し、乙坂家のおとな（差配人）であろうか正助という者に命じて、いずれにも米一俵ずつ水損引を与えることにしていたので、四人の門屋のうち三人は定め通りに年貢を納めたので米一俵ずつを引いたが、彦右衛門だけは年貢の未納や拝借などで乙坂家から合せて米十四、五俵を借用しているため、それを返済するまでの間は不作引を許さないでいるとする。

第二条では、彦右衛門は讃岐の代には藩より課される年貢の通りに小作米を納めさせたのに、六左衛門の代になっても正保三戌年（一六四六）は讃岐の代の通りになっていたとする。つまり、同年までは乙坂家では地主として小作人から「立上米」を取立てていなかったということであろう。

第四条では、彦右衛門からの小作米は正保三戌年までは米十二俵二斗四升を納めさせたが、その後は増米したとする。前年二酉年に讃岐が死去したものの、同三戌年までは讃岐が取立てていたように本年貢の分ばかり取立ててきたが、そ

の後口米はもちろん、萱・蕙などの小物成も米で取るようになったとする。理由として庄内藩は当初から長い間林崎村の「乙坂作」の分の免を二ツ五分で年貢を取立てて来たのに、正保四年（一六四七）の分からとみられるが、本村並に定免四ツ五分に引上げたので、それに応じて乙坂家でも少々小作米を増米したとする。

右のような訴状及び返答書によって、乙坂家は少なくとも讃岐が隠居し讃岐興屋に退隠してからは、自己の開墾地主として手作りし、残りの手余り地となる分を門屋の者を中心に小作に出していたとみられる。ところが、讃岐が死去したうえ、当主六左衛門が酒田町奉行として酒田に常駐することになると、手作の分を大幅に縮小し、多くを小作地として門屋や一般農民に小作させ、小作米を取立てたものとみられる。それが訴訟当時の状況であった。

因に、寛文九年（一六六九）四月の「林崎村乙坂作水帳」²⁷では田地の地名（小字）には人名が付されているものも多い。以前それぞれの田地を耕作していた者の名前と判断される。そこで今、地名に付された名前をあげれば次の六人である。

助左衛門、弥右衛門、庄助、二郎左衛門、源右衛門、源七

このうち助左衛門・二郎左衛門の兩人は寛文九年の林崎村本村分の水帳に田地を名請していることから、本村百姓と判断されるので、残る四人が乙坂家の「門屋」であったとみられ、そのうち庄助は先の六左衛門の返答書に出てきて「差配人」と推測した正助のこととみられる。訴えた彦右衛門は金七という家の「後夫」²⁸であった。金七とは右に出てくる源七のことではなからうか。

ところで、『新編庄内人名辞典』²⁹では、乙坂六左衛門の知行三百石のうち、「一五〇石は西京田・高田麦・新形・大宝寺・林崎の五か村に所有し、地方知行の例外となる」として、当時庄内藩は蔵米知行を基本としていたものの、乙坂六左衛門が知行のうち高一五〇石を地方知行していたのは例外的なものであったとする。また『山形県史』³⁰では、庄内では地方知行における地頭と農民の紛争は少なく、慶安三年（一六五〇）の乙坂六左衛門の知行地林崎村の彦右衛門の事

件が唯一であったとする⁽³³⁾。

両書とも乙坂家は林崎村など五力村で所持していた高一五〇石の地を地方知行していたとみている⁽³²⁾。しかし、先の乙坂六左衛門の返答書、特に第四条の記述が大体事実を記しているものとすれば、庄内藩が発足した当初はともかく、その後は少なくとも林崎村の「乙坂作」分の年貢を免二ツ五分という低免ながら、乙坂家では庄内藩に年々納入していたとするものであり、そうとすれば、十七世紀中頃にはこの「乙坂作」を同家が地方知行する土地とみることはできないことになる。しかも、林崎村以外の四力村の「乙坂作」でも慶安元年にはやはり藩の定めた免のもとに年貢を納入していることから(表3を参照)、乙坂家が五力村に持つ高一五〇石の土地は地方知行としてはなく、農民などと同次元で名請地として所持していたものであった。そのことから、乙坂六左衛門と彦右衛門の紛争を地頭と知行地農民のものとすることはできず、開発地主と小作人の紛争ということになる。

前出の寛文九年(一六六九)四月の「林崎村乙坂作水帳」では、合せて田畑一〇町六反四畝十八歩、分米合一〇九石六斗八升四合七勺であったが、全筆が「乙坂六郎右衛門内 名兵衛」の名前で名請されていた。当主六郎右衛門は江戸勤番中であつたとみられるので、手作の分を含めて名兵衛という者に田地を差配させていたものであろう。

それに対し、同年の「高田麦村水帳⁽³³⁾」では「乙坂作」にあたる四筆の田畑四反六畝十一歩・高五石五斗七升の分はいずれも讃岐の名前で名請されていた。

乙坂家は六郎右衛門の子甚太郎の代に継嗣なく病死したので延宝六年(一六七八)に断絶した。甚太郎の叔父である惣右衛門(六左衛門三男)はその後も西京田村の讃岐興屋に住まいしていて、断絶後に藩の方に家臣として召出されるように出願していたが、果されなかった。元禄二年(一六八九)八月、惣右衛門は五十才になっていて、二人の倅もいたことで、改めて召出してくれるようにと再願したが許可されなかったようである⁽³⁴⁾。この惣右衛門父子はあるいは右のような「讃岐」名義の田地を引続き手作していたものかとも考えられる。

三、藩士の開発・名請・手作

庄内藩の藩士の開発地は「御家中作」の田地に限られるものではなかったし、彼らの農地に対する関係もまた「御家中作」などに限定されるものではなかった。村々の田畑・屋敷の所持は村民の所持が基本であるが、村外からの入作もあつた。その中に農民や町人と並んで藩士とみられる名前もみられる。名請をしていたわけである。

早い事例としては、寛永十九年（一六四二）の「大山村水帳」⁽³⁵⁾が挙げられる。まず、例えば

舟山分

一下畠拾歩 作人吉田平兵衛⁽³⁶⁾

分米弐升

水帳二二郎右衛門

（六筆一略）

高合弐石三斗八升壹合

吉田平兵衛⁽³⁷⁾

というように、藩士とみられる苗字の付された吉田平兵衛という者が百姓や町人と並んで田畑を名請していたことが知られる。吉田平兵衛のほかには万年五右衛門、はずぬまびんご⁽³⁸⁾（蓮沼備後力）の名前もある。ところで、右の事例の中で、「水帳二二郎右衛門」とある「水帳」とは、寛永十九年よりも以前、おそらく庄内藩成立直後の元和九年（一六二二）に行つた「斉検地の際に作成された検地帳（水帳）」のことを指していると思われる。右の「二郎右衛門」のような形で、元和九年のものともみられる「水帳」には次のような苗字を持った者十一名の名前が載せられている。

高山三郎右衛門、高力五郎右衛門、安為弥三郎、吉田忠二郎^(次)、吉川三郎左衛門、子引与七郎、吉川五郎左衛門、
須山平左衛門、舟山九右衛門、本田忠左衛門^(弟)、野村又右衛門

少なくとも、高力五郎右衛門（知行二百石）、須山平左衛門（知行四百石）、本田忠左衛門が庄内藩御家中であったことが確認できるので、⁽³⁷⁾残りの数人も家臣であったとみられる。

猪子村（三川町）で万治元年（一六五八）に高入された高二九石九斗三升五合三勺の新田は当初伴治右衛門新田と称されていたので、藩士とみられる伴治右衛門が開発したものである。なお、寛文五年（一六六五）頃には、

同三拾八石九斗五升六合九勺 伴野新田同断

とあり、⁽³⁸⁾同断とは免除された「御役引」ということで、主に藩士伴（野）家が手作していたものの、地方知行地ではなかつたとみられる。事実、享保十七年（一七三二）の「熊出川用水組合の覚」⁽⁴⁰⁾には、

千三拾式石八斗

猪子村

内七拾九石九斗

石原源五右衛門手作

三拾五石

伴野治左衛門手作

とある。十七世紀後半の田高を示していると推測される。少なくとも、その頃まで伴野家も手作を行っていたものである。寛文二年四月、押切新田村（三川町）大肝煎佐藤三右衛門は郡奉行所に対し、村内の古荒場を再開発することを申請して許可された。対象となっていたのは次のような古荒場ニ力所であった。⁽⁴¹⁾

一、高百三拾石 たくみとの古荒場

一、同八拾石 ひとやとの古荒場

一、同四拾石 十右衛門殿古荒場

三口高合式百五拾石

寛永十五年（一六三八）頃の「達三公御代諸士分限帳」によれば、「たくみ」は知行五百石（無役衆）の萩原内匠、「ひとや」は知行六百石の阿部因獄で、「十右衛門」は知行二百石（江戸御抱衆）の平野十右衛門のことかと推定される。

いずれも御家中の土が開発した田地がその後古荒場になっていたのである。押切新田村は寛永四年（一六二七）からの開発とみられるので、右の御家中三人の開発もそれ以後のことであろう。彼らが開発した田地を地方知行したかは明らかでないが、いずれも割合短年月で荒地に帰したのは三人の手作地であったためと判断される。

前出の寛文五年頃の「庄内高帳」には、猪子村の伴野新田のほかにも、添川組増川新田（鶴岡市羽黒町）には、内式拾四石六斗五合 安食七兵衛殿新田無役

とあり、狩川組のうちにも、生田新田村（庄内町）は

同百八拾四石七斗七升七合八勺 奥山八郎右衛門殿生田新田

とある。同組の新鍋新田村（庄内町）では、

内六拾三石六斗四升七合八勺 午興権左衛門殿新田

とあり、また川北中野新田村（酒田市）のうちには、

同四拾貳石九斗五升三合貳勺 竹野権太郎殿新田

とあるが、「権左衛門新田」は知行八百石の松平権右衛門のこととみられるし、竹内権太郎は知行千石であったように、右の新田はいずれも重臣を含む御家中の土の開発であったとみられる。その中には以前地方知行地もあつたであろう。そして、例えば、藤島組のうちに、

同四拾六石三斗六升 御役引 白井甚左衛門手作

とか、狩川組のうちにも、

同貳拾三石四斗四升壹合五勺 根津孫四郎殿手作

とか、下余目組のうち広野村（酒田市）にも

同六拾貳石五斗六升六合七勺 酒田御家中作 広野村

とがあるように⁽⁴⁵⁾、御家中らの手作地もあつたのである。城下より数里は離れた土地であり、本人が直接耕作に従事することは無理なことであろう。働かれた農民が耕作に当つたとみられる。

寛文七年（一六六七）の京田組論田村（鶴岡市福田）の水帳⁽⁴⁶⁾には、百姓たちと並んで、

下田彦反八畝拾彦歩 新川二郎左衛門

下田彦反彦畝拾八歩 大津藤右衛門

と藩士とみられる者の名請がみられる。新川は不明であるが、大津藤右衛門家は乙坂家と同様に最上家の旧臣で庄内藩に仕えたもので⁽⁴⁷⁾（知行二五〇石）、「御家中作」としての「大津作」も所持していた家であつた。

寛文九年（一六六九）四月の林崎村水帳（本村分）には、百姓たちと並んで、桑名助左衛門、大津藤右衛門、白井与三兵衛、高橋忠右衛門の名請がみられた。四人とも屋敷を含む田畑を所持していたが、特に大津は十一筆、白井は三十筆もの田畑を所持していた。白井与三兵衛は知行二五〇石の御家中でもあつた⁽⁴⁸⁾し、高橋忠右衛門は支藩大山藩（寛文九年二月断絶）の藩士であつた⁽⁴⁹⁾。

寛文十年五月に家老末松吉左衛門の弟で物頭の末松彦太夫（知行三百石）父子は、長子佐十郎が町人の倅と喧嘩したうえ逃げ帰つたことから、配下の足軽らを率いて数軒の町家を襲つて、多数の人を殺傷するという事件を起した。父子は切腹となつたが、彦太夫は兄吉左衛門の威を借りて横暴な振舞いが多く、多くの田地を横領していた⁽⁵⁰⁾。それに関して、同年九月三日付で命じられた処置の一つは、

一、彦大夫田地方々ニ有之由、僉議仕、押領之地之分者本主方へ返シ可申事⁽⁵¹⁾

とあり、押領した分も含め彦太夫が方々に田地を所持していたことがうかがえる。この事件の処理に当つた大目付高力忠兵衛の手控⁽⁵²⁾にも、

一、彦大夫居やしき之裏の押領地、又方々の田畑ノ押領改メ申候…

一、彦大夫むり二新田起し候田とも可有御座候、是八権左衛門二申、其所之大肝煎、又小肝煎共に僉議いたさせ、追而可為申上候事

一、いな^稲りの三郎左衛門田二付而色々六ヶ敷事御座候：大肝煎に僉議致させ三郎左衛門処へ返シ候田も可有候

一、拝借金、上方買物之代金候ハ、家財闕所にて上納、町・在郷にかし物、其外方々に地田地候ハ、僉議仕、彦大夫金二而買申候か押領之田畑に無之候ハ、闕所候而売候て少も上納金之たしに可仕候：

と、田地を押領したり、入会地となつてゐる谷地などを私物化して新田開発したりしてゐたものがかなりあつたようである。もちろん金子で買取つた分もあつたはずである。御家中が田地を所持することは問題ではなかつたが、この場合問題となつたのは田地の入手の仕方であつた。

末松彦太夫事件の処理に活躍し、その功により郡代に昇進した高力忠兵衛は農政改革を強行したが、一方では農村の疲弊を、他方では綱紀の紊乱を招いて農民の怨嗟の的となつた。⁽³³⁾

延宝五巳年（一六七七）九月の八組惣百姓の名前で高力忠兵衛らの農政・行状を告発した大目付大場宇右衛門宅への訴状張文の中で、

：御百姓取潰シ、其内二もよき田地の分ハ忠兵衛殿おとな権九郎を買主二名付、大分二買せ申候、卯の年は横山二はかりも米百俵・金八拾兩分末代二買置申候⁽³⁴⁾

と、「新政」を行つて百姓を多数取潰したうえで、その田地のうち良い分を高力忠兵衛が家来の「おとな」権九郎を名義にして買取つていて、延宝三卯年には横山村（三川町）だけでも米百俵と金八十兩の分の田地を末代に買取つたとする。高力忠兵衛の苛政を天和元年（一六八一）に来庄した幕府巡見使に訴えた藤島組四ツ興屋村（鶴岡市）の相馬半兵衛の訴状にも、

一、領内百姓田地を郡代忠兵衛手始仕買取、其所二田屋を立、過分之手作仕候を町人商人聞見、刺諸士迄田地を買取申

候二付、百姓毎年滅亡之事

と、やはり高力忠兵衛が田地を買取り、その所に田屋（代屋）を立て、手広に手作を行っており、それを見て町人や他国出身の商人ばかりでなく、藩士たちがやはり田地を買取っているのが、百姓所持の田地が少なくなつて、一層立ち行かなくなつているとする。なお、田屋（代屋）は『日本国語大辞典』によれば、一般的には「田の番をするために建てた小屋」の意であるが、東北地方では「居宅から離れた田畑を持つ者が泊り込で耕作するために建てた家屋」の意で使われているとする。近世前期の庄内では、後者の意味を主とするも、前者の意味も加味したような意味で使用されていたとみられる。確かに代屋とは居宅から離れた所に田畑を所持する者が耕作の便に建てた家屋であるが、田畑の所持者が主として御家中や富裕な町人であるため、自分自身が泊り込むのではなく、土地を持たない農民などを備つて住み込ませて耕作させると共に、田地や作物の番をさせたものであつたとみられる。もちろん、その場合の家屋は農具などを保管する作小屋を少々上げた程度の粗末な建物であつたと推測される。

高力忠兵衛は天和元年（一六八一）九月に郷入りの処分を受けて失脚したが、その時点で所持する田地は、⁽⁴⁷⁾

田畑高三百九拾貳石貳斗貳升貳勺

内百四拾四石八斗壹升八合九勺八 成田新田村

此内拾九石余 猪子村忠兵衛分

此稻六千四百束

同貳百四拾七石四斗壹合三勺 横山村

召使権九郎分

此稻九千貳百廿五束

と、成田新田、猪子、横山の三力村（いずれも三川町）で合せて高三九二石余に及ぶもので、そのうち主人高力忠兵衛

の名義分は一四四石で、二四七石余が召使権九郎の名義分になっていた。忠兵衛は「遺書」の中で万一嫡子の伝三郎に家督相続が許可されない場合には、成田新田村の「たや」(代屋)の地に家を建てて住まわせるように指示していた。⁽⁵⁶⁾

西野村(庄内町)の伊藤彦右衛門家の記録に延宝二年(一六七四)十一月のこととして、⁽⁵⁷⁾

霜月十七日二川侯伝太郎殿御出、与兵衛所へ水帳并二小物成証文二枚、是八榊原六左衛門様・同筑右衛門様より相渡り候証文与兵衛所へ相渡ス、筑右衛門様へ地所付八寅ノ三月より、六左衛門様へ八ひのへ午ノ霜月より地所付二罷成候

とあり、下余目組大肝煎の川侯伝太郎が西野村肝煎与兵衛へ水帳と小物成証文二枚を渡したが、二枚の小物成証文は御家中の榊原六右衛門(知行三百石)と同姓筑右衛門(同百石)⁽⁵⁸⁾より下付されていたもので、六右衛門は寛文六年より、筑右衛門は当年延宝二寅年より「地頭」になったとする。庄内藩はこの時点では基本的に地方知行を行っていないので、「地頭」とはいつでも、いわゆる地方知行地のことではなかった。薪・藁・糠・草などの小物成を取り立てるために御家中の者に割当てられていたところの小物成所に関したもので、村方では小物成所を村内に有する御家中のことを「地頭」と称したのであった。右両人の小物成所(の一部)が西野村に設定されていたとみられる。

ところで、天和二年(一六八二)三月に西野村分の田地が榊原筑右衛門から酒田の鋳物師国松吉右衛門に永代に売渡された。

永代売渡シ申田地之事⁽⁵⁹⁾

一 下田貳町七畝歩

北割、中割

分米貳拾貳石七斗七升

一 上田三畝歩 苗代

分米四斗五升

一居屋敷之内三ツギツ

此代金四拾貳両也

右之田地永代二金四拾貳両売渡シ申所実正也、若此田地二付自然誰より如何様之六ヶ敷儀候共、田地売主八不及申、肝煎・組頭中罷出致申分、買主方へ少も六ヶ敷儀懸申間敷候、右之田地永代二売渡シ申、則代金請取違乱無御座候、居屋敷之儀者全而手前作二被致時分八高クそへ何時成共相渡シ可申候、為其仍而売券状如件

下余目西野新田村

天和弐年

売主 榊原筑右衛門[㊦]

戌ノ三月十九日

肝煎与兵衛[㊦]

酒田内匠町

組頭作右衛門[㊦]

国松吉右衛門殿

居屋敷の一部と共に田地二町歩余を一括して売渡しており、このことから榊原家が単に小物成所を持つ「地頭」だけでなく、西野村に三町歩以上の田地を所持して代屋を構えて手作していたものとみられる。

宝永四年（一七〇七）五月の御家中中村次郎兵衛より藩主酒井忠真に提出された報告書^㉒に、風聞によるとして、

一、去年京田組茨野新田御高三百石程之所開発仕候節、水野内蔵助儀家来にとらせ候由にて、右之新田地之内貳町程之所取申候、並御郡代両人・同所御郡奉行・御代官両人何も言人に付壹町程之場所取申候やうに承申候、勿論御年貢出形之儀は相替儀無御座候得共、少分之儀ながら御百姓共御手あてには成かね可申哉と奉存候

と、茨新田村（鶴岡市）の広野谷地の一部高三百石ほどの地を開発したのに、その際家老水野内蔵助は陪臣のことであるろうか、家来にとらせるとして新田地のうち二町歩ほどを取得したし、郡代二人や同地を支配する郡奉行一人と代官二人もそれぞれ一町歩ほどの場所を取得した。各自が開発するためである。そのような御家中所持の田地からもきちん

と年貢を取立てるので問題はないが、到底百姓たちの助成にはなりかねるとしているものであった。

寛延元年（一七四八）とみられる辰十一月の年貢取立などについての代官らの達し書に、

一御領入作、御家中並御給人・御町他組入作之分：霜月中無滞急度取立可申候

と、領内他組よりの入作や幕領からの入作、町人らの土地所持らと並んで、御家中や給人（下級藩士）の田地所持のことをあげて、十一月中に年貢を取立てるように命じており、減少していたものの、近世の半ばを過ぎても藩士の田地所持が続いていたことがうかがえる。

四、道形村にみる藩士の土地所持

城下鶴ヶ岡の郊外に位置した道形村（鶴岡市）は京田組に所属したが、万治二年（一六五九）頃から開発が始まった新田村であった。⁶²

同村では現存する水帳類の中で、寛文十年（一六七〇）六月の「道方新田村御検地帳」⁶³がもっとも古い。年々のように検地が行われていたが、道形村の新田開発がほぼ完成した時点で、再検地したものと考えられる。この検地帳に名請人として載っているのは、道形村の村民とみられる者二十五名、隣村の大宝寺村二名、千原村（鶴岡市茅原）二十一名、鶴ヶ岡の三日町九名、一日市町一名、そのほかに庄内藩士とみられる者三〇名である。その場合、例えば、

同所（道方） 芳賀安右衛門内

中田六畝九歩 仁兵衛

というように、分付記載のような仕方では記入されている。右のうち「芳賀安右衛門」の方は小さく書かれているが、芳

賀は知行二五〇石の御家中だったことを考慮すれば芳賀安右衛門が眞の土地所持者であり、仁兵衛は備われた使用人であつたとみられる。水帳でのこのような記載は前出の林崎村のように他村でもみられるものである。なお、

あふき田

下田言反拾九歩

山下忠左衛門

のように、藩士自身が名請している場合もあつたので、芳賀安右衛門などの場合の記載は、藩士の土地名請に問題があつたためではなく、その土地の利用の仕方によつて分付記載のような形になつたものと判断される。

道形村での藩士たちが所持する反別を示したのが表4である。三町歩以上が一名、二町歩台が四名、一町歩台が六名、五反歩以上一町歩未満が六名、五反歩未満が十三名であつた。最高の伴久三郎は下級藩士とみられる。自分の名前だけで名請しており、かつ一反一畝歩余の広い屋敷を所持していたので、あるいは道形村に居住して、かなり手広く手作していたものと推定される。二町二畝歩余を所持する山下忠左衛門も一反三畝歩余の広い屋敷を所持しており、同様のことが推測される。

一町歩以上の田地所持のうち、分付記載のような形で名請して、中でも屋敷を所持する五名は備つた農民らを使用して手作を行つていたとみられる。屋敷のうちに農民たちが住居できるような代屋が置かれたのである。万治年間の頃に越後・村上領の領民が多数庄内に欠落してきたが、その中に万治元戌年（一六五八）に欠落した笹川村（山北町）の弥蔵一家がいた。弥蔵は庄内では孫十郎と改名していたが、その後の孫十郎家について道形村肝煎与右衛門が寛文三年（一六六三）二月に次のように郡奉行所に報告した。⁶⁴

…右者狩川村二罷在候ヲ肝煎才覚を以、亥ノ春中より道形新田権右衛門殿代家二罷在候、卯之為切米ト金壹両壹歩、

此外かし金三歩御座候由

弥蔵改め孫十郎一家は初め狩川村（庄内町）に居たが、一年ぐらゐして道形村の開墾が始まつたことから、万治二亥

表4 道形村における藩士の田地保有(寛文10年)

家臣名	知行高	名請百姓	田	畑	屋敷	計
伴 久三郎	?	—	352 ^畝 25	20 ^畝 04	11 ^畝 06	384 ^畝 05
安藤定右衛門	500 ^石	久右衛門	217.04	38.12	30.18	286.04
相良平七郎	?	羽右衛門	212.02	46.20	18.00	276.22
金野左次兵衛	?	与左衛門	191.04	40.03	8.10	239.17
山下忠左衛門	?	—	185.22	3.15	13.12	202.19
片山市太夫	300 ^石	左左衛門	149.23	10.29	8.00	168.22
宮川玄丹	200 ^石	長右衛門	154.18	—	—	154.18
本田治郎兵衛	200 ^石	清右衛門	119.04	13.18	—	132.22
芳賀平四郎	300 ^石	八兵衛	107.13	3.20	20.08	131.11
角田儀右衛門	300 ^石	孫右衛門	119.10	8.00	—	127.10
杉山七郎左衛門	500 ^石	与十郎	76.20	25.08	—	101.28
石沢作左衛門	200 ^石	清兵衛	85.02	—	—	85.02
犬塚又左衛門	(450 ^石)	勘兵衛	84.17	—	—	84.17
芳賀安右衛門	250 ^石	仁兵衛	81.17	—	—	81.17
吉田利兵衛	200 ^石	仁左衛門	—	46.26	32.00	78.26
中村七兵衛	700 ^石	勘兵衛	63.10	—	—	63.10
中世古二郎太夫	150 ^石	孫作	50.06	—	—	50.06
野沢喜六郎	200 ^石	六兵衛	—	8.02	36.09	44.11
本田治左衛門	600 ^石	三右衛門	32.12	6.22	—	39.04
東野才三郎	100 ^石	助次郎	39.06	—	—	39.06
金井兵右衛門	150 ^石	勘左衛門	7.28	5.20	19.05	32.23
中村権六郎	400 ^石	半右衛門	—	—	31.27	31.27
清野与兵衛	80 ^石	—	28.04	—	—	28.04
大淵与惣兵衛	150 ^石	五兵衛	27.23	—	—	27.23
加藤太左衛門	750 ^石	権七郎	—	—	27.00	27.00
芝田四郎右衛門	300 ^石	作左衛門	—	—	22.00	22.00
杉山市兵衛	300 ^石	加兵衛	—	19.06	—	19.06
松宮源太右衛門	200 ^石	九左衛門	—	—	10.12	10.12
松宮孫千代	150 ^石	長左衛門	—	6.28	—	6.28
田中藤右衛門	?	治五助	3.00	3.15	—	6.15

注(1) 寛文10年6月「道方新田村御検地帳」(道形地区文書)による。

(2) 知行高は寛文11年「御家中分限帳」(『難肋編』上巻)によるが、犬塚又左衛門は大山藩士時代のものである。

年（一六五九）より道形村の「権右衛門殿代家」に移ったとする。新田の開墾や耕作に従ったのであろう。なお、寛文三卯年分の給金として金一両一步を受取ったほかに、金三步の借金があるとす。右に出てくる「権右衛門殿」は御家中を指していると思われるが、寛文十年の道形村検地帳には権右衛門という名前の藩士は見当たらない。どうやら知行八百石で家老に次ぐ組頭の役にあつた松平権右衛門のこととみられる。⁶⁶ 弥蔵改め孫十郎の一家は御家中が営む代家（代屋）に住んで、新田開墾や代屋に付属する田地の耕作に當つたわけである。

また道形村に田畑を数反歩以上所持しているのに屋敷を持たない藩士が結構みられる。水帳上は屋敷を所持していても実際には畑などを屋敷として使用している場合も一般的にはみられたが、寛文十年の道形村は検地を実施して屋敷反別を確定したばかりであることから、この時点で屋敷を所持しない者は本当に屋敷に相当する地所を村内に所持していなかったと判断される。そうすると、道形村にかなりの田地を所持する藩士が村内に屋敷を持たないということは道形村に代屋を持つていなかったことになる。大宝寺村など近隣の村に代屋を営み、そこから道形村の田畑を耕作していたものが、それとも鶴ヶ岡の自邸から耕作に通う形をとつたものとみられる。

他方、田畑を全く所持しないか少ししか所持していないのに、広い屋敷を所持している者も六名ほどいるが、道形村に代屋を置いて、近隣の村に所持する田畑の耕作を行つていたことも考えられるし、更に、例えば知行七五〇石の加藤太左衛門は屋敷二反七畝歩の屋敷ばかりで田畑を一切所持していないので、その屋敷に別邸を建設し下屋敷のようにして使用していたことも考えられる。もっとも、このような形での利用は極く少数で、基本的には手作のための土地所持であり、一部手余り地を小作（名田小作）させていたものと考えられる。

近世前期において藩士たちの困窮が進む中で、このような田地所持と手作は藩士にとってかなり魅力だったようである。近世前期のものとみられるが、都丸外右衛門という藩士が書いた年代・宛先とも不明の書状⁶⁷に、

新田取沙汰御座候者、内々願置候通、拙者五、六町御取可被下候、必々奉願候、忠兵衛へ御相談被成、拙者組小頭共

二被仰付可被下候

とあり、新田開発の噂があるので、すでに内願をしているように、自分にも必ず五、六町歩の土地を確保してほしいので、忠兵衛へも相談してほしいとする。寛文十一年（一六七一）には都丸外右衛門は知行二百石で屋敷が代官町にあったが、正保三年（一六四六）より万治三年（一六六〇）まで物頭を勤め、寛文三年（一六六三）に大横目（大目付）に転じた。文中に「拙者の組小頭共二」とあるので、右の書状の時点で物頭在任中であり、万治三年までのこととみられる。そうすると前年二年頃から道形村の開発が始まっていて多くの藩士が開発に参加しているので、都丸が確保したいとする新田は道形村のことだった可能性もある。なお、忠兵衛の名前も出てくるが、前出の郡代高力忠兵衛のこととみられ、万治年間には物頭であったので、都丸とは同僚だったことになる。

ともかく、藩士たちは田地を所持して手作することを強く望んでいたことが知られる。家族やそれなりの奉公人を抱えて、多量の飯米を必要とする一方、藩士たちの経済状態が悪化していたことが背景にあったとみられる。しかも、庄内藩は藩士の田地所持を禁じていなかったし、例えば後年の文政二年（一八一九）にも御家中の田畑取入を奨励していたように、むしろ家臣たちの経済的安定のためか田地所持を奨励していたと推測される。その点から、御家中の田地保有と耕作は単に前代（最上氏時代）からの「遺制」とみなすことはできないわけである。

ただ、宝永五年（一七〇八）二月の時点で道形村における藩士とみられる者の田地所持は九名にすぎなかったようである。その反別も一町歩余が三名、五反歩以上一町歩以下が二名、三反歩余が一名、一反歩以下が三名であり、寛文十年（一六七〇）に比べて人数・所持反別とも大幅に減じたことが知られる。しかも、寛文十年から引続き所持し続けているのは山下忠左衛門など三家にすぎなかったとみられる。この間に藩士は一層の貧窮のため、多くが所持地を手離さざるをえなかったことが明らかである。因に慶応三年（一八六七）には、藩士の田地所持は四名程度と判断される。外に京田役所や酒田・本間家の所持もみられた。

結びに代えて

豊臣秀吉が実施した太閤検地等によって兵農分離制が確立したのであり、その結果近世期には基本的に武士は都市に集住し、政治を専ら担当して、生産活動には従事しなかったといわれている。

そのため、俸禄の少なかった下級武士等が家計補助的に行う菜園などは広くみられたものの、知行取である給人（庄内藩では御家中と称す）が地方知行とは別に、農民等に伍して田地を所持して農耕に従事することは、辺境地帯に位置した外様の大藩の場合とはもかく、一般の藩ではありえず、論外なことと考えられてきたといえる。

それに対し、本稿では譜代藩であった庄内藩において、少なくとも近世前期には、かなり広範に御家中が田地を所持し、かつ手作を行っていたこと、しかも御家中たちが経済的な窮迫に対処できるようにと、藩自体が奨励していたとみられることを述べたものである。

註

- (1) 『国史大辞典』(12) 四七一頁
- (2) 長谷川成一 『弘前藩』 四七頁、『米沢市史・近世編』(1) 一二二頁、小林清治「相馬藩」(『第二期物語藩史』第一巻)
- (3) 『蝉しぐれ』など藤沢周平氏の『海坂藩』ものの小説でも下級家臣の菜園などの叙述がある。もちろん庄内藩のことをイメー
ジしていたとみてよいであろう。例えば、朝日ビジュアルシリーズ『藤沢周平の世界』01を参照されたい。
- (4) 『鶴岡市史』上巻二五八頁、『山形県史』第一巻一六三頁
- (5) 『大泉紀年』上巻(鶴岡市史資料篇『荘内史料集』4)
- (6) 『出羽国田川郡・飽海郡之内郷村高帳』(致道博物館酒井家文書)
- (7) 乙坂・大津両家は最上家旧家臣で、庄内藩に召抱えられたものであり、最上家時代から田地を手作していたとみられる。

- (8) (9) 小野田新吉「羽州庄内故事録」卷之七付録(鶴岡市郷土資料館)
- (10) 『大泉紀年』上巻二〇六頁
- (11) 『三川町史資料集』第十九集の解説(本間勝喜担当)
- (12) 鶴岡市郷土資料館羽根田家文書
- (13) 寛文九年四月「阿部興屋村水帳」(鶴岡市郷土資料館京田地区文書)
- (14) 『新編庄内人名辞典』二二四・二二五頁
- (15) 『大泉紀年』上巻七四頁
- (16) 『新編庄内人名辞典』二二五頁
- (17) 山形県史資料篇『雞肋編』上巻一七九頁
- (18) 『大泉紀年』上巻一七九頁
- (19) (20) 『大泉紀年』中巻(『莊内史料集』5)一六二頁、なお「酒田町奉行一覽」(『酒田市史』改訂版)上巻)に乙坂六左衛門の名前が見当たらない。
- (21) 『雞肋編』上巻三一八頁
- (22) 『大泉紀年』下巻(『莊内史料集』6)五頁
- (23) 「諸士分限帳」(『雞肋編』上巻)
- (24) 『雞肋編』下巻三九頁、『新編庄内人名辞典』二二五頁
- (25) 『雞肋編』下巻一五一頁、『大泉紀年』上巻二六九・二七〇頁
- (26) 『雞肋編』下巻一五二頁、『大泉紀年』上巻二七〇・二七一頁
- (27) (28) 林崎地区文書(京田地区文書)
- (29) 註(26)に同じ
- (30) 『新編庄内人名辞典』二二五頁
- (31) 『山形県史』第一巻一六三頁
- (32) 安倍親任『筆濃餘理』(下巻)でも領地と記している。
- (33) 高田地区文書(京田地区文書)
- (34) 『雞肋編』下巻三九・四〇頁

(35) 羽根田家文書

(36) はすぬまびんごは寛永十九年「大山御檢地御水帳之内古荒写」(国立史料館大滝家文書)による。

(37) 高力・須山両人は「達三公御代諸士分限帳」(『雞肋編』上卷)による、本田忠左衛門は寛文十一亥年「御家中分限帳」(同上)による。

(38) 「羽州庄内故事録」卷之七付録

(39) 「庄内高帳」(鶴岡市郷土資料館)

(40) 『三川町史資料集』第十一卷、寛文九年の一斉水帳改めの結果を受けた数値とみられる。

(41) 『大泉紀年』中巻一二三頁

(42) 『大泉紀年』上巻七二頁

(43) 中野新田村は竹内十太夫が明暦三年に開発したとする(『山形県の地名』八四一頁)。

(44) 寛文十一年「御家中分限帳」(『雞肋編』上卷)による。

(45) 「庄内御郡御高辻調帳」(鶴岡市郷土資料館東沼・三光院文書)

(46) 福田地区文書(京田地区文書)

(47) 『新編庄内人名辞典』一九七頁

(48) 寛文十一年「御家中分限帳」

(49) 拙著『酒井備中守忠解と大山藩』一五六頁

(50) 『新編庄内人名辞典』三九六・三九七頁

(51) 『大泉紀年』下巻三三三頁

(52) 「末松一件高力忠兵衛手扣」三(『雞肋編』下卷)

(53) 『新編庄内人名辞典』二八五頁

(54) 『大泉紀年』下巻一九七頁

(55) 『大泉紀年』下巻三〇頁

(56) 『大泉紀年』下巻三三三頁

(57) 『余目町史資料』第一号一一頁

(58) 知行高は延宝六年「諸士分限御改帳」(『大泉紀年』下巻)による。

- (59) 『本間家土地文書』第一卷二二九・一三〇頁
- (60) 「口上書」(『雞肋編』下卷八八三頁)
- (61) 鶴岡市郷土資料館文書、なお下書である。
- (62) 拙稿「江戸時代の道形村」(仮題『道形のあゆみ』第一章予定)
- (63) 道形地区文書(鶴岡市郷土資料館)
- (64) 『大泉紀年』中巻二三四頁
- (65) 『大泉紀年』中巻一三六頁
- (66) 寛文十一年「御家中分限帳」
- (67) 鶴岡市郷土資料館文書
- (68) 寛文十一年「御家中分限帳」
- (69) 『雞肋編』上巻六一九頁
- (70) 『新編庄内人名辞典』二八五頁
- (71) 正保年間の頃から御家中の士の困窮が顕著になったようである(例えば『大泉紀年』上巻一九六頁を参照)。
- (72) 『羽黒町史』上巻七一九頁
- (73) 「堂形村御水帳反別」(道形町内会長保管文書)
- (74) 例えば、本田治左衛門は困窮のため藩より金四百兩を拝借したものの、延宝五年に改易となった(『雞肋編』上巻七七四頁)。
- (75) 「道形村水帳」(鶴岡市郷土資料館道形地区文書)